

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年六月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更	
名 称	所 在 地	事 項	変 更 後		
世羅町津久志自治センター	世羅郡世羅町大字黒淵六八七番地二	所在地	世羅郡世羅町大字黒淵三番地二		
世羅町大見自治センター	世羅郡世羅町大字安田二二七番地二	所在地	世羅郡世羅町大字安田四五番地		
世羅町西大田自治センター	世羅郡世羅町大字賀茂三二八四番地一	所在地	世羅郡世羅町大字重永六二番地		
世羅町東自治センター	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	所在地	世羅郡世羅町大字別迫七〇〇番地一		